

事業概要

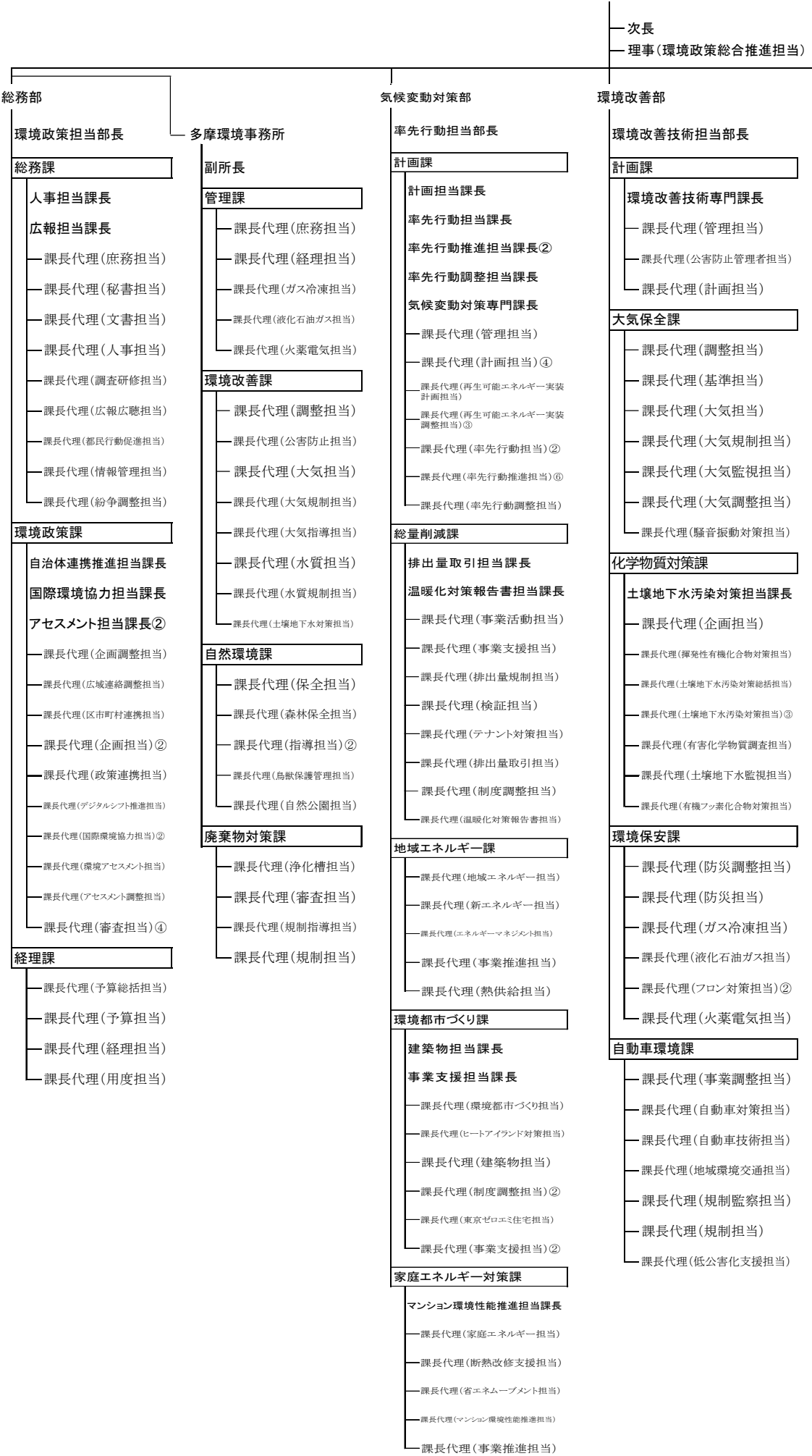
令和 6 年版



東京都環境局

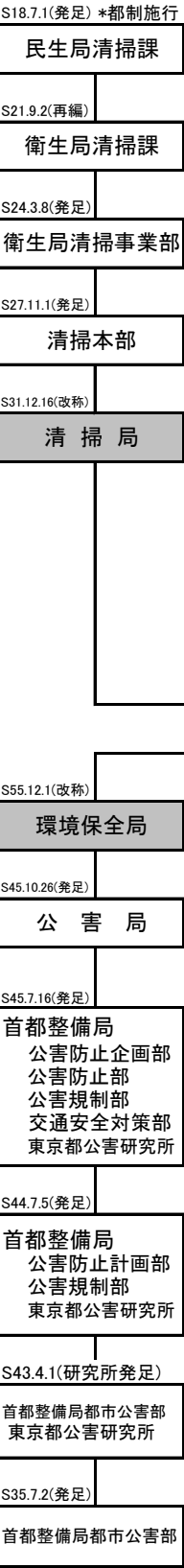
環境局組織図

環境局



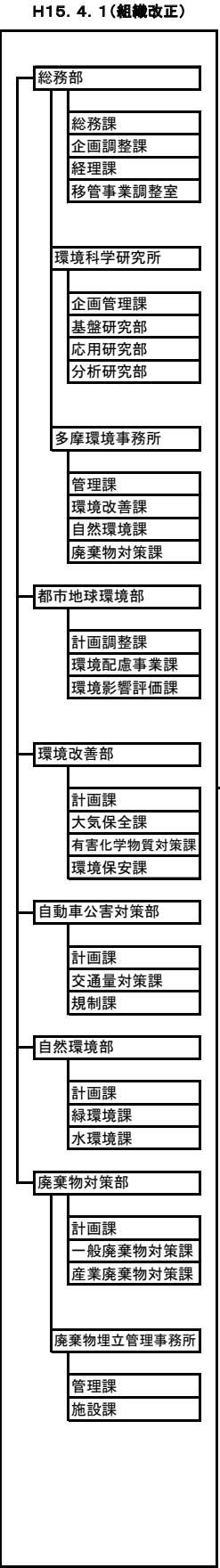
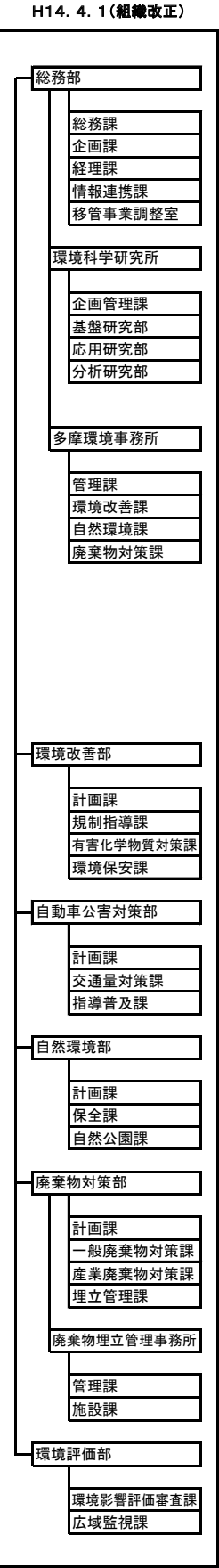
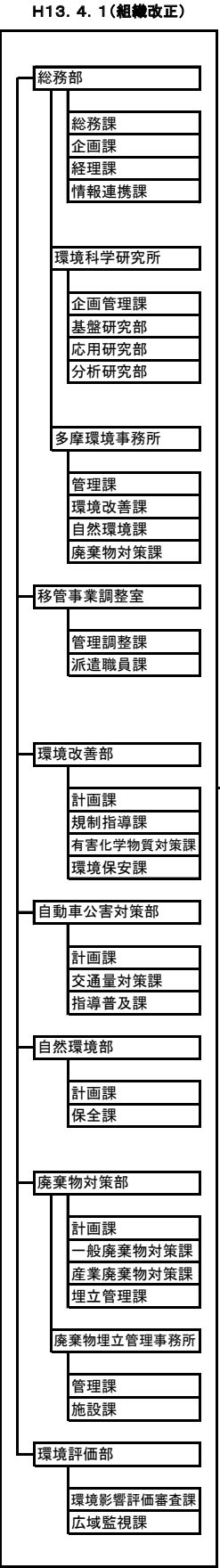
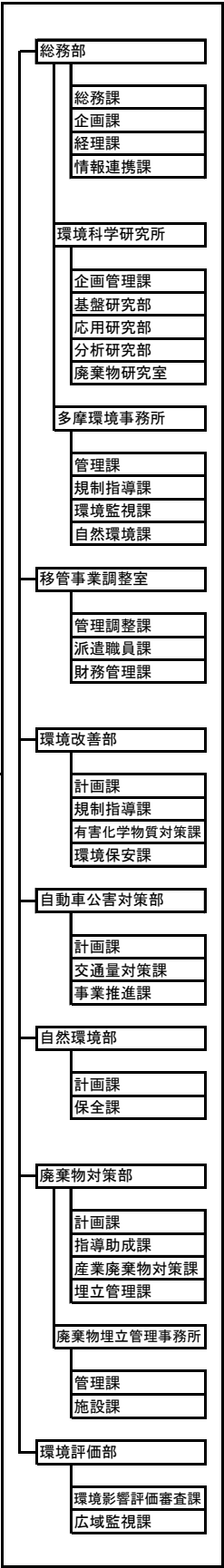


環境局沿革図

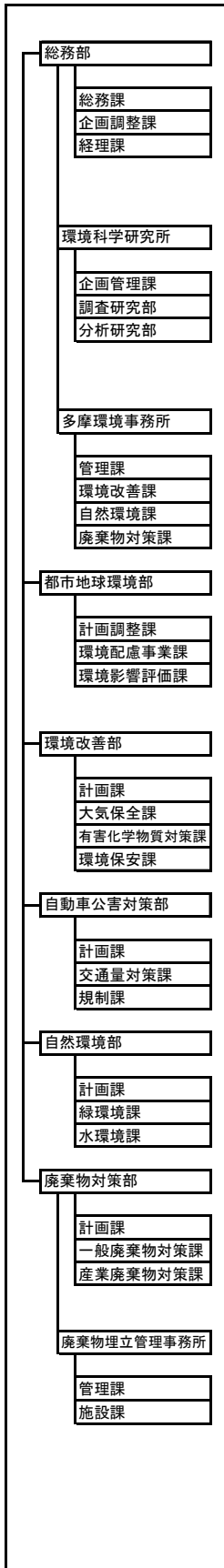


H12.4.1(発足)

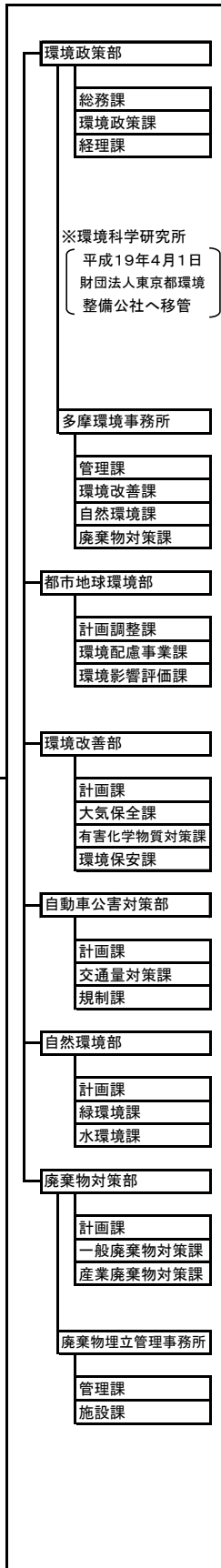
環境局



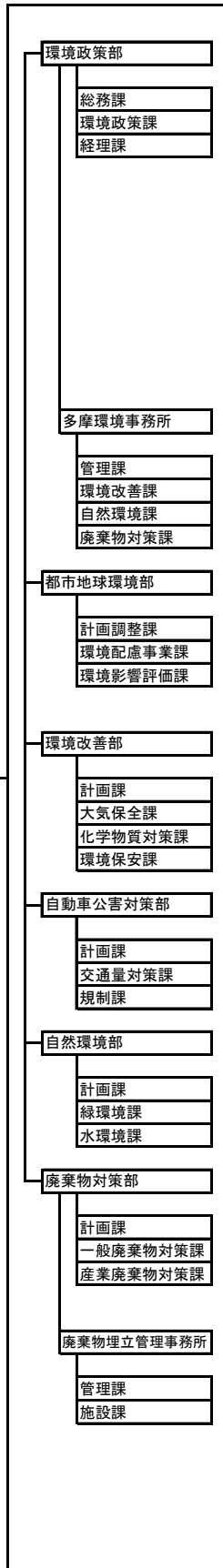
H18. 4. 1(組織改正)



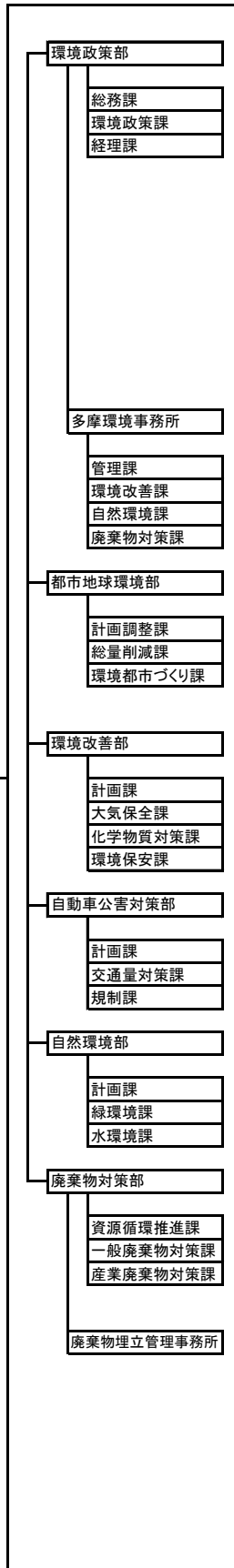
H19. 4. 1(組織改正)



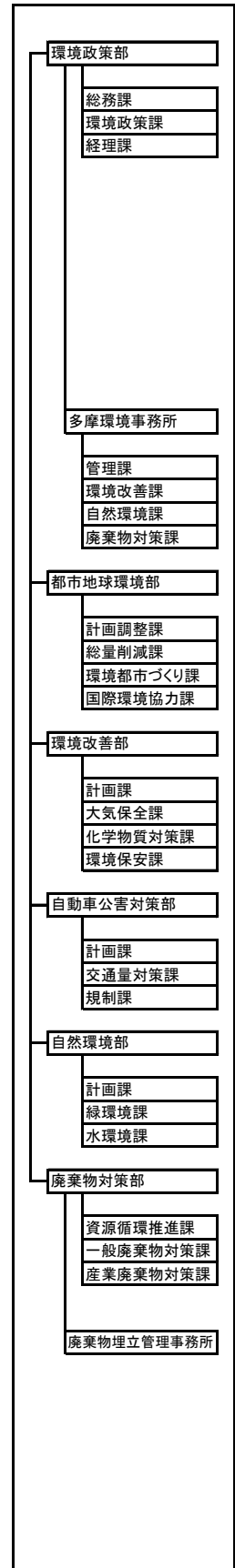
H20. 4. 1(組織改正)



H21. 4. 1(組織改正)

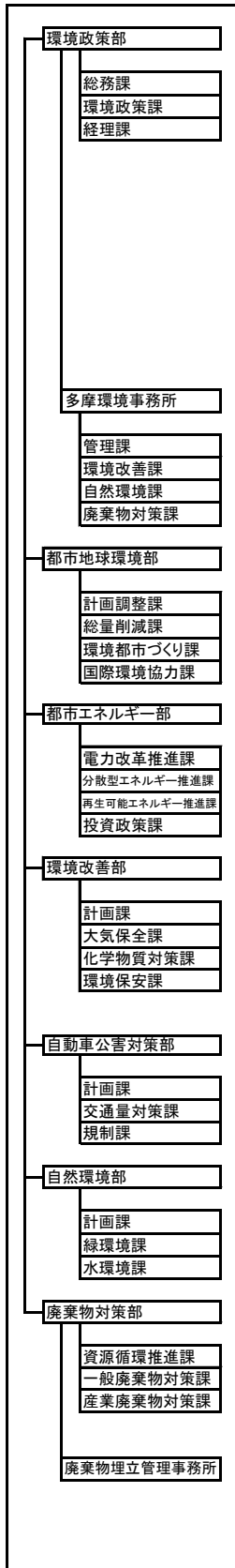


H22. 9. 16(組織改正)

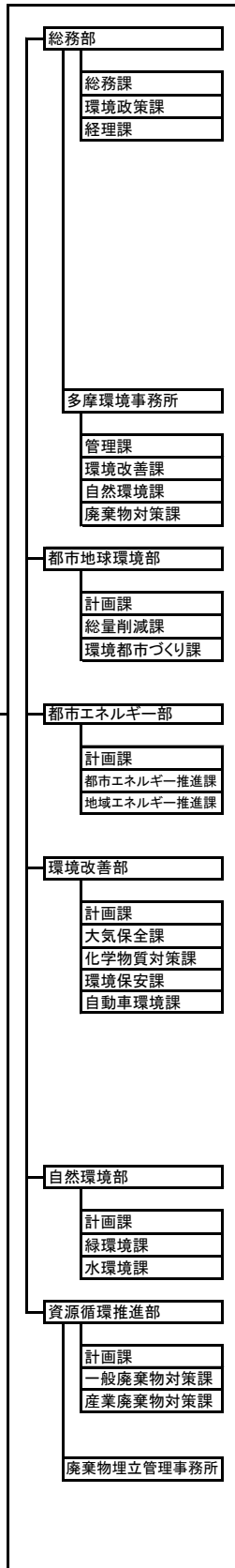


裏面に続く

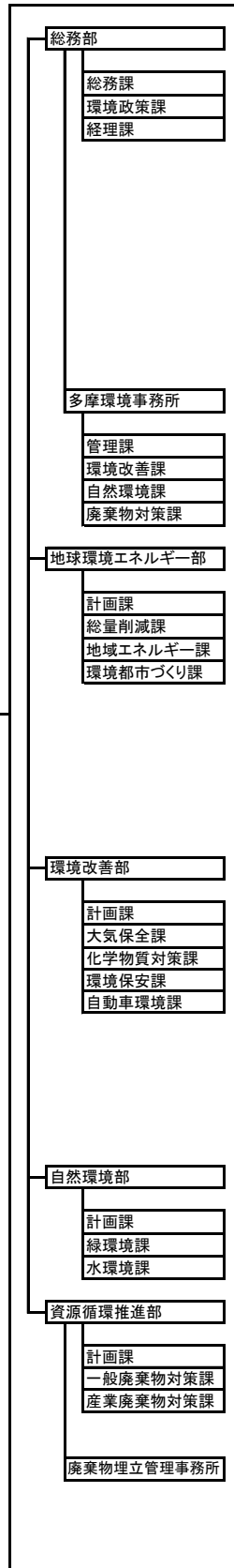
H25. 4. 1(組織改正)



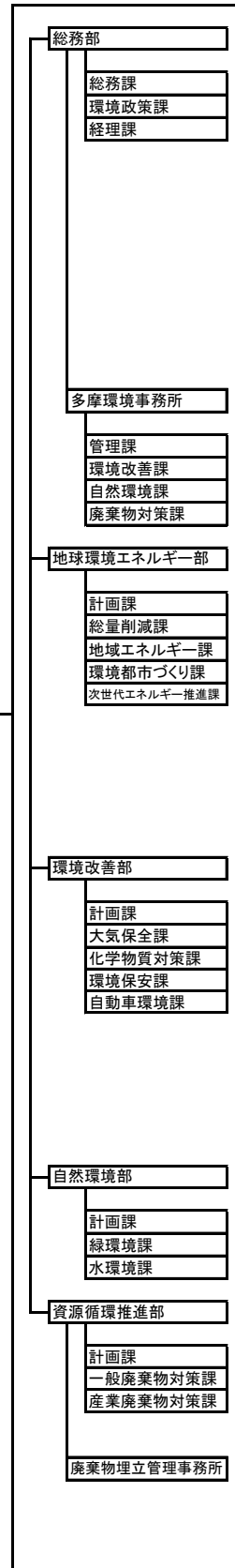
H26. 4. 1(組織改正)



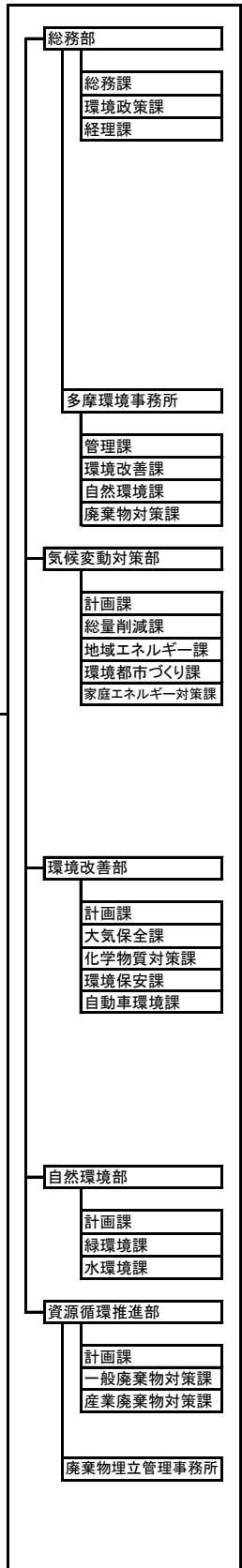
H27. 4. 1(組織改正)



H28. 4. 1(組織改正)



R4. 7. 1(組織改正)



目 次

第 1 部 総 説

第 1 節	組織・人員	1
第 2 節	予算・決算	1 0
第 3 節	環境に関する主要な条例	1 3
第 4 節	環境に関する基本的な計画	2 0

第 2 部 事業の概要

第 1 章 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第 1 節	気候変動対策	2 3
第 2 節	ゼロエミッションビルディングの拡大等	2 7
第 3 節	環境都市づくりの推進	4 4
第 4 節	再生可能エネルギーの導入拡大	5 4
第 5 節	ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進	6 2
第 6 節	自動車の環境負荷低減対策	6 8
第 7 節	持続可能な資源利用の実現	7 7
第 8 節	フロン排出ゼロに向けた取組	8 5
第 9 節	都自らの率先行動	8 7

第 2 章 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第 1 節	保全と再生	9 1
第 2 節	自然とのふれあい	1 0 2
第 3 節	野生動植物対策	1 1 0
第 4 節	水環境の保全	1 1 4

第 3 章 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第 1 節	大気環境の保全	1 2 7
第 2 節	地下水環境の保全	1 4 0
第 3 節	土壌汚染対策	1 4 4
第 4 節	騒音・振動・悪臭対策	1 5 1

第5節	化学物質対策	157
第6節	産業保安対策	163
第7節	公害防止管理者	171
第8節	一般廃棄物対策	173
第9節	産業廃棄物対策	184
第10節	廃棄物の最終処分	196

第4章 政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第1節	広域的な共通課題の取組	201
第2節	都民・NPO・企業などとの連携	203
第3節	広報・広聴	206
第4節	環境に関する調査・研究	212
第5節	環境影響評価	214
〔付表1〕	主な附属機関一覧表	223
〔付表2〕	東京都政策連携団体（環境局所管）	229
〔付表3〕	東京都事業協力団体（環境局所管）	230

第 1 部 総 説

第 1 節 組織・人員

- 1 分掌事務
- 2 職員配置

第 2 節 予算・決算

- 1 当初予算（令和 6 年度）
- 2 主要事業の概要
- 3 決算（令和 5 年度）

第 3 節 環境に関する主要な条例

- 1 東京都環境基本条例
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
- 3 東京都廃棄物条例
- 4 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）
- 5 東京都自然公園条例
- 6 東京都環境影響評価条例

第 4 節 環境に関する基本的な計画

- 1 東京都環境基本計画等
- 2 『未来の東京』戦略
- 3 東京都気候変動適応計画

第 1 節 組織・人員

[総務部総務課]

1 分掌事務

(1) 本庁

(令和6年7月1日現在)

部	課	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	1 局の組織及び定数に関すること。 2 局所属職員の人事及び給与に関すること。 3 局所属職員の福利厚生に関すること。 4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6 局事務事業の管理改善に関すること。 7 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修の実施に関すること。 8 区市町村が実施する環境保全に係る研修への支援に関すること。 9 環境事務所に関すること。 10 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。 11 東京都環境保全推進委員会に関すること。 12 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 13 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。 14 公害に係る紛争の処理に関すること。 15 東京都公害審査会に関すること。 16 局事務事業の広報及び広聴に関すること。 17 局内他の部及び課に属しないこと。
	環 境 政 策 課	1 環境保全に係る施策の総合的な企画、調査、調整及び推進に関すること。 2 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。 3 環境保全に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。 4 環境保全関係予算の調整及び総括に関すること。 5 環境保全に係る都民等との連携推進に関すること。 6 局事務事業の事務事業評価の実施に関すること。 7 東京都環境審議会に関すること。 8 環境学習の推進に関すること。 9 環境保全に係る施策に関する国際協力及びその調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 10 局事務事業に係る国、道府県、区市町村その他関係機関との総合的な連絡調整に関すること。 11 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関すること。 12 東京都環境影響評価審議会に関すること。 13 環境影響評価に係る技術的事項に関すること。
	経 理 課	1 局の予算、決算及び会計に関すること。 2 局事務事業の進行管理に関すること。 3 局の契約に関すること。 4 局の財産及び物品の管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

気 候 変 動 対 策 部	計 画 課	1 都市と地球の持続可能性の確保に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 2 スマートエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 地球温暖化対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくエネルギー供給事業における環境への負荷の低減に関すること。 5 部内他の課に属しないこと。
	総量削減課	1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関すること。 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に関すること。
	地 域 エネルギー課	1 地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に関すること。
	環 境 都 市 づ く り 課	1 環境都市づくりに係る企画、調査及び調整に関すること。 2 ヒートアイランド対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物に係る環境配慮の措置に関すること。
	家庭エネ ルギー対策課	1 家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。
環 境 改 善 部	計 画 課	1 大気汚染防止対策、悪臭防止対策、騒音防止対策、振動防止対策及び土壌汚染防止対策等の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 公害防止管理者に関すること。 3 環境保全に係る助成に関すること（他の部に属するものを除く。）。 4 部内他の課に属しないこと。

環境改善部	大気保全課	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源規制に係る企画、調査及び調整に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 3 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 4 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る技術的指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 5 大気汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 6 大気汚染状況の常時監視に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 7 大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。 8 大気汚染に係る監視測定施設に関すること。
	化学物質対策課	1 化学物質対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 化学物質の環境への排出量の把握等及び環境への影響の評価に関すること。 3 化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。 4 化学物質に係る知識の普及に関すること。 5 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る企画、調査及び調整に関すること。 6 土壌汚染及び地下水の汚染に係る規制及び指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。 7 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 8 地下水の水質汚濁状況及び土壌汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9 地下水の水質汚濁状況、土壌汚染状況及び有害大気汚染物質による大気汚染状況の常時監視に関すること。
	環境保安課	1 高圧ガス等による災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 2 高圧ガス等による災害防止に係る指導に関すること。 3 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 4 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 5 火薬等による災害の防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 6 火薬等による災害の防止に係る指導に関すること。 7 火薬類取締法、武器等製造法、電気用品安全法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。 8 フロン対策に関すること（他の部課に属するものを除く。）。

環境改善部	自動車環境課	1 自動車環境対策に係る総合的な企画、調査及び調整並びに普及啓発に関すること。 2 自動車排出ガスの低減対策に関すること。 3 自動車に起因する地球温暖化の対策に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。 4 局地汚染対策及び自動車騒音振動対策に関すること。 5 地域特性に応じた環境交通施策の企画、調整及び推進に関すること。 6 自動車排出ガス対策に係る指導、取締り及び行政処分並びに自動車に起因する地球温暖化の対策に係る指導及び助言に関すること。 7 自動車排出ガス対策及び自動車に起因する地球温暖化の対策に係る支援に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
自然環境部	計画課	1 自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。 2 自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 3 自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関すること。 4 東京都自然環境保全審議会に関すること。 5 野生動植物の保護に関する施策の企画、調査及び推進に関すること。 6 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 7 花と緑の東京募金に関する企画、調整及び推進に関すること。 8 校庭の芝生化の推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。 9 部内他の課に属しないこと。
	緑環境課	1 緑地保全制度に係る企画及び調整に関すること。 2 保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。 3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 5 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 6 森林病虫害の防除その他森林保護に関すること。 7 多摩の森林再生事業に関すること。 8 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく市街地等の緑化に関すること。 9 自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関すること。 10 自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関すること。 11 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 12 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。

自然環境部	水環境課	1 水循環及び水辺環境に係る施策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 水質汚濁防止対策及び地盤沈下対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 水質汚濁及び地下水揚水に係る規制基準等の策定に関すること。 4 水質汚濁の発生源規制及び地下水揚水規制に係る企画、調査及び調整に関すること。 5 水質汚濁及び地盤沈下の防止に係る技術的指導に関すること。 6 水質汚濁の発生源及び地下水揚水事業場に対する規制及び指導に関すること。 7 地下水保全に係る計画の策定及び推進に関すること。 8 公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9 公共用水域の水質汚濁状況の常時監視に関すること。 10 公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 11 温泉法に基づく土地の掘削の許可及び増掘又は動力の装置の許可に関すること。
資源循環推進部	計画課	1 資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。 3 廃棄物処理計画に関すること。 4 東京都廃棄物審議会に関すること。 5 清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 6 清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。 7 部内他の課に属しないこと。

資源循環推進部	一般廃棄物対策課	1 廃棄物処理施設整備事業（区市町村廃棄物処理施設整備事業を含む。）に係る循環型社会形成推進交付金に関する事 2 区市町村廃棄物処理施設の技術的及び財政的援助に関する事 3 分別収集促進計画に関する事 4 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関する事 5 廃棄物再生事業者の登録に関する事 6 浄化槽の届出及び指導並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関する事 7 浄化槽に係る水質検査業務を行うものの指定に関する事 8 廃棄物の最終処分に関する事 9 埋立処分場の施設整備計画及び維持施設等の運営計画に関する事 10 廃棄物埋立管理事務所に関する事
	産業廃棄物対策課	1 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関する事 2 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事 3 産業廃棄物の排出者への指導に関する事 4 産業廃棄物の搬入承認に関する事 5 P C B 廃棄物の処理対策の推進に関する事 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関する事

（2）本庁行政機関

東京都 廃棄物埋立 管理事務所	1 最終処分場の管理及び運営に関する事 2 最終処分場維持施設の管理、運営並びに建設及び補修工事に関する事 3 ガス発電に関する事 4 埋立処理作業等に係る管理及び調整に関する事 5 東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第百四十号）第二十一条第一項に規定する手数料の徴収に関する事
-----------------------	--

(3) 地方行政機関

東京都 多摩環境 事務所	管 理 課	1 所所属職員の人事及び給与に関すること。 2 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 所の予算、決算及び会計に関すること。 4 公害に係る相談及び広報連絡に関すること。 5 公害防止関係事務に係る市町村及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 6 高圧ガス、火薬等による災害防止に係る調査及び指導に関すること。 7 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 8 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 9 火薬類取締法、武器等製造法及び電気用品安全法の施行に関すること。 10 所内他の課に属しないこと。
	環境改善課	1 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること。 2 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下の防止に係る市町村への技術的援助に関すること。 3 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 4 地下水の揚水に係る規制及び指導に関すること。 5 大気汚染状況、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況並びに土壌汚染状況の監視測定に関すること。 6 大気汚染及び公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 7 大気汚染に係る監視測定施設の保守管理に関すること。 8 大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染に係る試料の検査及び分析に関すること。 9 有害化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。

東京都 多摩環境 事務所	自然環境課	1 自然の保護と回復に関する事務に係る市町村との連絡調整に関すること。 2 民間施設等の緑化の指導に関すること。 3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 5 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 6 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。 7 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 8 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 9 森林病虫害の防除その他森林保護及び森林の保全に関すること。
	廃棄物 対策課	1 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。 2 廃棄物再生事業者の登録に関すること。 3 浄化槽の届出及び指導に関すること。 4 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。 5 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 6 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 7 産業廃棄物の排出者への指導に関すること。 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。

2 職員配置

(令和6年7月1日現在)

	定 数			現 員			再任用 (内数)
		管理職	一般職員		管理職	一般職員	
総務部	76	14	62	85	18	67	2
総務課	30	7	23	32	7	25	1
環境政策課	33	6	27	40	10	30	1
経理課	13	1	12	13	1	12	
気候変動対策部	125	18	107	132	24	108	
計画課	53	9	44	57	12	45	
総量削減課	23	3	20	24	3	21	
地域エネルギー課	11	1	10	11	1	10	
環境都市づくり課	24	3	21	26	6	20	
家庭エネルギー対策課	14	2	12	14	2	12	
環境改善部	84	9	75	84	9	75	4
計画課	13	4	9	13	4	9	
大気保全課	16	1	15	17	1	16	1
化学物質対策課	22	2	20	22	2	20	1
環境保安課	17	1	16	17	1	16	1
自動車環境課	16	1	15	15	1	14	1
自然環境部	66	6	60	68	9	59	2
計画課	25	3	22	26	5	21	
緑環境課	26	2	24	27	3	24	2
水環境課	15	1	14	15	1	14	
資源循環推進部	104	12	92	108	14	94	4
計画課	25	5	20	29	7	22	1
一般廃棄物対策課	17	2	15	16	2	14	1
産業廃棄物対策課	32	3	29	32	3	29	
廃棄物埋立管理事務所	30	2	28	31	2	29	2
多摩環境事務所	75	5	70	77	5	72	4
管理課	14	2	12	15	2	13	1
環境改善課	24	1	23	24	1	23	1
自然環境課	23	1	22	24	1	23	
廃棄物対策課	14	1	13	14	1	13	2
局 合 計	530	64	466	554	79	475	16

(注) 現員には、休職中の職員、派遣職員及び併任職員を含まない。

第 2 節 予算・決算

[総務部経理課]

1 当初予算（令和 6 年度）

令和 6 年度の環境局の当初予算は、歳出が 1,757 億 8,300 万円、歳入が 1,356 億 4,662 万 7 千円、差引一般財源充当額が 401 億 3,637 万 3 千円となっており、令和 5 年度予算と比べると歳出では 13.5% の増、歳入で 119.4% の増である。

図表 1-1 歳入歳出予算

(単位：千円)

		令和 6 年度	令和 5 年度	増（△）減	増減率
歳 出 予 算		175,783,000	154,861,000	20,922,000	13.5%
環 境 費	環 境 管 理 費	6,410,000	3,694,313	2,715,687	73.5%
	環 境 保 全 費	156,215,000	141,022,000	15,193,000	10.8%
	廃 棄 物 費	13,158,000	10,144,687	3,013,313	29.7%
歳 入 予 算		135,646,627	61,835,108	73,811,519	119.4%
一 般 財 源 充 当 額		40,136,373	93,025,892	△52,889,519	△56.9%

2 主要事業の概要

(1) エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現 1, 379 億円

ア 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

建築物環境報告書制度推進事業、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業、集合住宅における再エネ電気導入促進事業、賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業、区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業、次世代型ソーラーセル社会実装推進事業、次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業、D A C によるカーボンステーション開発事業等

イ ゼロエミッションビルディングの拡大

大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の運用、中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度の推進、建築物環境計画書制度推進事業、B I M を活用した省エネ建築設計・実装支援事業、統合的設計等による既存事業所の更なる省エネ化の推進、東京ゼロエミ住宅普及促進事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業、家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業、アグリゲーションビジネス実装事業等

ウ ゼロエミッションモビリティの推進

Z E V 普及促進事業、次世代タクシー導入促進事業、充電設備普及促進事業、都有施設における充電設備設置事業等

エ 持続可能な資源利用の実現

太陽光パネル高度循環利用の推進、廃食用油・廃棄物を原料とした S A F の推進、アフターコロナにおける外食産業の食品ロス削減推進事業、小売業における食品ロス対策総合支援、サーキュラー・エコノミーへの移行に向けた 2 R ビジネス・水平リサイクル推進事業、プラ製容器包装等・再資源化支援事業、産業廃棄物処理業の循環経済移行促進事業、資源循環・廃棄物処理の D X 推進事業等

オ フロン排出ゼロに向けた取組

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業、管理者立入検査の充実強化推進事業、充填回収業者の技術力向上推進事業等

カ 気候変動適応策の推進

気候変動に係る効果的な適応策の推進、熱中症・ヒートアイランド対策推進事業等

キ 都自らの率先行動を大胆に加速

都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業、都有施設におけるV P Pの構築事業、都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業、都庁プラスチック対策の推進等

(2) 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

29億円

ア 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

野生鳥獣生息管理、外来種の積極的防除の推進、ニホンジカ個体数管理、保護上重要な野生生物種の保全策の強化、D Xを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト、外来生物対策事業（キョン）、生物多様性の回復に向けた保全地域の保全に係る連携事業等

イ 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

Tokyo-NbS アクション推進事業、東京の多様な自然を知る参加型プログラム、更なる魅力向上に向けた自然公園活性化事業等

ウ 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

自然環境デジタルミュージアム構想、山の日全国大会の推進等

(3) 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

21億円

ア 大気環境等の更なる向上

次世代型大気環境モニタリング事業、島しょ地域における大気環境モニタリング事業、揮発性有機化合物（V O C）対策の推進、自転車シェアリングの普及促進等

イ 化学物質等によるリスクの低減

土壌汚染対策関連手続のデジタル化と関連情報のオープンデータ化、地下水調査等のP F O S等対策の推進、工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壌汚染対策支援事業等

ウ 廃棄物の適正処理の一層の促進

ポリ塩化ビフェニル適正処理促進事業、小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築事業等

(4) 政策の実効性を高める横断的・総合的施策

26億円

区市町村との連携による環境政策加速化事業（区市町村補助事業）、環境における国際連携の推進等

3 決算（令和5年度）

令和5年度の決算額は、歳入決算額が514億4,606万4千円、歳出決算額が2,462億9,891万円である。

歳入の状況は、予算現額525億2,060万8千円に対し、収入済額が514億4,606万4千円で、収入率は98.0%となっている。

歳出の状況は、予算現額2,592億6,256万2千円に対し、支出済額が2,462億9,891万円で執行率は95.0%、106億4,383万7千円の不用額となっている。

図表1-2 歳入決算（令和5年度）

（単位：千円）

会計	科 目	予算現額	収入済額	増（△）減	収入率	備 考
一般会計	分担金及負担金	0	11,865	11,865	—	被災地派遣職員費
	使用料及手数料	595,491	528,855	△66,636	88.8%	産業廃棄物処理許可等
	国 庫 支 出 金	494,083	287,845	△206,238	58.3%	小笠原公園整備費等
	財 産 収 入	55,320	53,771	△1,549	97.2%	地所賃貸料等
	寄 附 金	50,000	9,162	△40,838	18.3%	花と緑の東京募金事業
	繰 入 金	47,536,551	46,910,687	△625,864	98.7%	ゼロエミッション東京推進基金繰入金等
	諸 収 入	3,789,163	3,643,879	△145,284	96.2%	受託事業収入等
	合 計	52,520,608	51,446,064	△1,074,544	98.0%	

（注）都債は含まない。

図表1-3 歳出決算（令和5年度）

（単位：千円）

会計	科 目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	備考
一般会計	環 境 費	259,262,562	246,298,910	2,319,815	10,643,837	95.0%	
	合 計	259,262,562	246,298,910	2,319,815	10,643,837	95.0%	

第 3 節 環境に関する主要な条例

1 東京都環境基本条例

[総務部環境政策課]

東京都環境基本条例は、平成6年7月に制定され、都民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組んでいくことにより、環境への負荷の少ない都市を実現し、将来の世代に引き継ぐため、環境保全に関する基本理念、施策の枠組み等を明らかにしている。

本条例では、次の3点を基本理念として掲げている。

- ・良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していく。
- ・環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築する。
- ・地球環境の保全を、すべての事業活動、日常生活において推進する。

また、東京都環境基本計画の策定、東京都環境白書の発行など、施策の推進、情報提供に関する事項及び都民等の自発的な活動の支援等に関する事項について規定している。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

(1) 制定・改正の沿革

[総務部環境政策課]

昭和44年に制定された東京都公害防止条例は、当時激化していた工場を中心とする産業型公害から都民の健康を守り、良好な生活環境を確保するのに大きな役割を果たしてきた。

しかし、東京の環境問題は、自動車排出ガスや化学物質による環境汚染など、都市・生活型公害、さらには地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題へと大きく変化してきた。

このため、東京都公害防止条例を全部改正し、自動車公害対策、地球環境対策、化学物質対策、土壌地下水汚染対策などに関する規定を新たに盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）を平成12年12月に制定した。

その後、地球温暖化とヒートアイランド現象の進行に対して、より実効性のある気候変動対策の推進を図るため、平成20年7月、大規模事業所に対するCO₂排出量の削減義務化など気候変動対策の強化を図るための改正を行ったほか、平成21年3月には、自動車部門の気候変動対策を強力に推進するための改正を行った。

平成27年3月には、子供の声等について日常生活等に係る騒音の規制基準の適用を除外するなどの改正を行った。

平成30年12月には、土壌地下水汚染対策について、土壌汚染対策法との関係性や条例の運用上の課題等を整理する改正を行った。

令和4年12月には、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度（建築物環境報告書制度）を新設するための改正を行ったほか、建築物環境計画書制度、地域における脱炭素化に関する計画制度及びエネルギー環境計画書制度に関する制度を強化・拡充する改正を行った（令和6年4月及び令和7年4月施行）。

令和5年10月には、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度に関する制度を強化する改正を行った。（令和7年4月施行）。

(2) 特色

ア 環境負荷の低減の取組

(7) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

[気候変動対策部総量削減課]

平成20年7月に環境確保条例の一部を改正し、燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算

1,500kL以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象として、総量削減義務と排出量取引制度を導入した。総量削減義務は、平成22年4月から開始された。これは、EUをはじめ先進国で導入が進むキャップ・アンド・トレード制度を我が国で初めて実現したものであり、また、オフィスをも対象とした制度としては世界で初めてとなるものである。

この制度の概要は、次のとおりである。

大規模事業所の所有者等は、5年間の計画期間におけるCO₂の排出総量を、一定の排出上限量以下にしなければならないという義務を負う。この排出上限量は、基準排出量（過去の排出量から選択）に削減義務率（第一計画期間は8%又は6%、第二計画期間は17%又は15%、第三計画期間は27%又は25%、第四計画期間は50%又は48%）を乗じて得た量を基準排出量から控除した量である。

排出量の報告などには検証機関の検証を受けることを求め、削減義務の履行には、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引※によることも認める。削減義務が達成されない場合には、知事の措置命令を経て、最終的には公表や罰金（上限50万円）のほか、不足量を知事が代わって調達し、違反事業者はその費用を求めるという仕組みもある。

※ 排出上限量を超えて排出した事業所が、他者から超過削減量などを取得することにより削減義務を履行することを認める制度

(イ) 地球温暖化対策報告書制度

[気候変動対策部総量削減課]

中小規模事業所における気候変動対策の取組等を推進するため、平成20年7月に環境確保条例の一部を改正し、都内の全ての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を創設し、平成22年4月から報告書の提出を開始した。本制度では、任意での提出と義務での提出とがあり、同一事業者が設置する複数の事業所等を合算すると多くのエネルギーを使用している場合（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算した合計の量が年間3,000kL以上）については、本社等が事業所等ごとの「地球温暖化対策報告書」を取りまとめ、一括して提出し、公表することを義務付けている。

(ウ) エネルギー環境計画書制度

[気候変動対策部計画課]

都内に電気を供給している小売電気事業者等に対し、CO₂排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の知事への提出及び公表を義務化している。令和4年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った（令和6年4月施行）。

(イ) 建築物環境計画書制度

[気候変動対策部環境都市づくり課]

建築物に起因する環境への負荷の低減を図るため、延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、「エネルギーの使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」並びに「ヒートアイランド現象の緩和」に係る環境への配慮のための措置についての取組状況の評価等を記載した建築物環境計画書の知事への提出を義務化している。令和4年12月に、省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守を義務化する条例改正を行った（令和7年4月施行）。

また、延べ面積2,000㎡未満の建築物については、建築主は建築物環境計画書を任意で提出することができる。提出された建築物環境計画書は、知事がある内容を公表している。

(オ) マンション環境性能表示制度

[気候変動対策部環境都市づくり課]

建築物環境計画書の対象となる建築物（任意で提出した場合を含む。）のうちマンション（分

譲及び賃貸を含む。)の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、販売等の広告中に、当該マンションの環境への配慮に係る性能の評価を記載した標章(マンション環境性能表示)の表示を義務化している。

(カ) 建築物環境報告書制度(令和7年4月施行) [気候変動対策部環境都市づくり課]

延べ面積2,000㎡未満の規格建築物(以下「中小規模特定建築物」という。)を都内において年間に延べ面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、毎年度当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務化する新たな制度を令和4年12月に創設した。提出された建築物環境報告書は、知事が適合状況等を公表する。

また、制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。

(キ) 地域における脱炭素化に関する計画制度 [気候変動対策部地域エネルギー課]

2050年ゼロエミッションの実現に向け、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させる大規模開発において、開発計画策定の早い段階から脱炭素化に資する多面的な取組の検討を求めて、ゼロエミ地区の形成を確実なものとする。

一定規模以上の開発事業を行う者に、特定開発区域等脱炭素化方針の提出を義務付け、脱炭素化の推進に向けた目標値の設定、地域冷暖房及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を義務付けている。

(ク) 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示(省エネラベリング制度)

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

一つの販売店においてエアコン、冷蔵庫、テレビをそれぞれ5台以上陳列して販売する家電等販売事業者に対し、相対評価その他の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面(東京都省エネラベル)の当該家電等の見やすい位置への掲出を義務化している。

イ 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策 [環境改善部自動車環境課]

(7) 自動車部門における地球温暖化防止対策などの強化

大気汚染物質とともにCO₂排出量を削減していくため、次の事項について努力義務などを規定している。

- ・低公害かつ低燃費な自動車の使用・利用の努力義務
- ・自動車の利用者からの自動車利用合理化の促進
- ・エコドライブの実施
- ・環境負荷の大きな車の利用抑制

(イ) 粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止

平成15年10月からディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさないトラックやバスなどのディーゼル車の都内での運行を禁止している。平成18年4月からは、規制の基準値を強化した。

(ウ) 自動車環境管理計画書

都内で自動車を30台以上使用する事業者に対して、自動車もたらす環境への負荷を低減するための措置などを記載した計画書及びその実績報告書の知事への提出を義務付けている。

なお、平成23年度からは、低公害かつ低燃費な自動車(以下「低公害・低燃費車」という。)

の導入やエコドライブを基本対策としてCO₂排出量の削減を主眼とした制度運営を行っている。

(イ) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和4年度から、導入義務率を15%以上から30%以上に引き上げた（達成期限令和9年3月末）。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20%以上とすることを義務付けている（達成期限令和9年3月末）。

(ロ) アイドリング・ストップの遵守

自動車の運転者や使用者に対して、駐停車時のエンジンの停止を、また、自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、利用者に駐停車時のエンジンの停止を周知することを義務付けている。

(カ) 重油を混和した燃料の使用等の禁止

自動車や建設作業機械等の燃料として粒子状物質等の発生を増加させる重油や重油を混ぜた燃料等を使用・販売することを禁止している。

ウ 化学物質の適正管理

(7) 化学物質の使用量等の報告

[環境改善部化学物質対策課]

工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質（59項目）のいずれかを年間100kg以上取り扱う事業者（適正管理化学物質取扱事業者）に対して、毎年度、その前年度の当該物質の使用量等の知事への報告を義務化している。

(イ) 化学物質管理方法書

化学物質の取扱いに伴う排出防止や事故災害時の安全確保を効果的に行うため、適正管理化学物質取扱事業者に対して、化学物質の管理方法や事故時の対応等を記載した化学物質管理方法書の作成を義務化し、さらに、従業員21人以上の事業所を設置する事業者については知事への提出を義務化している。

エ 土壌及び地下水の汚染の防止

[環境改善部化学物質対策課]

(7) 有害物質取扱事業者による土壌汚染の除去等の措置

汚染状況調査の結果等により土壌汚染が認められ、当該土壌汚染による健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがあるとき、知事は工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったものに対し、土壌汚染の除去等の措置に係る計画書の作成提出を指示・命令することができる。

(イ) 一定面積以上の土地や汚染地の改変時の汚染拡散防止の措置

規則に定める（敷地面積3,000㎡以上）土地を改変するとき又は土壌汚染対策法第4条第1項の届出の対象となる行為を行うとき、土地改変者は土地の利用履歴や土壌汚染の状況を調査する。この調査の結果、汚染が認められた土地や、その他汚染が残置された土地を改変するときには、改変者は汚染の拡散防止の措置を行わなければならない。

オ 石綿含有建築物解体等工事における石綿の飛散防止

[環境改善部大気保全課]

石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修等を行う際の石綿の環境への飛散を防止するため、事前調査、作業計画の策定及び届出、工事作業中の措置等を義務化している。

カ 廃棄物等の焼却行為の制限

[環境改善部大気保全課]

ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境への支障を防止するため、小型焼却炉による廃棄物等の焼却や焼却炉を用いない焼却を原則として禁止している。

キ 工場公害対策等

[環境改善部大気保全課]

工場や指定作業場からの公害を防止するため、設置認可・届出や基準による規制等を行っている。

ク 小規模燃焼機器対策

[環境改善部大気保全課]

法対象外の小規模燃焼機器対策として、窒素酸化物に加え、二酸化炭素の排出を削減するため、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度により、機器の認定を行っている。

(3) 事務処理の特例に関する条例による区市への事務の移譲

[総務部環境政策課]

環境確保条例により都が事務処理を行うもののうち、区部及び市部における上記(2)ウからキまでの事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区長及び市長に事務処理の権限を移譲している。

ただし、①八王子市を除く市部の知事が指定する6の工場に係る事務、②八王子市及び町田市を除く市の区域の52のし尿処理施設及び下水処理場に係る事務、③八王子市を除く市部の延べ面積2,000㎡以上の建築物及び全ての工作物の石綿含有建築物解体等に係る事務、④土地の改変時の汚染土壌に係る事務等の権限は、移譲していない。

なお、町村部（島しょを含む。）については、都が直接所管している。

3 東京都廃棄物条例

[資源循環推進部計画課]

(1) 制定・改正の沿革

廃棄物行政に関する東京都条例は、昭和29年の清掃法の施行に伴い制定された「東京都清掃条例」に始まる。その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の施行を受けて、昭和47年に全部改正を行った。

また、平成4年には、廃棄物処理法の改正及び「再生資源の利用の促進に関する法律」（現行の「資源の有効な利用の促進に関する法律」）の制定を受けて、全部改正を行い、それまでの適正処理中心の体系に、ごみの発生抑制と再利用を促進する視点を取り入れ、「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」と名称も改めた。

平成12年には、清掃事業の特別区への移管に伴い、市町村事務に係る規定を削除するとともに、名称を東京都廃棄物条例に改めた。

さらに、平成17年には、排出事業者や処理業者による産業廃棄物の適正処理を促すための改正を行った。

(2) 特色

ア 前文では廃棄物問題を解決していくためには、物の生産、流通、消費、処分の各段階における廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化の徹底が重要であることを指摘した上、都民、事業者及び区市町村の参加と協力の下に、人間と環境が調和した社会の形成を目指すことを宣言している。

イ 知事、事業者及び都民の責務、廃棄物の処理、東京都廃棄物審議会等についての規定を設けている。

ウ 産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、多量の産業廃棄物を排出する事業者等から適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらを公表する制度を導入している。

4 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例） [自然環境部計画課・緑環境課]

(1) 制定・改正の沿革

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「自然保護条例」という。）は、急速な都市化と開発による自然破壊に直面した大都市東京において、失われた自然を回復し、保護していくため昭和47年に制定された。以来、緑化の推進、開発許可制度や保全地域制度などにより大きな成果を上げてきたが、平成12年、東京の自然環境及び自然保護行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、全部改正を行った。

また、東京を緑あふれる都市に再生するため、平成21年3月、条例及び施行規則を改正し、緑化計画書制度と開発許可制度の強化を行った。

さらに、開発許可事業地である残土処分場での土砂崩落事故を契機に、令和3年3月、施行規則の一部を改正し、開発許可基準の見直しを行った。

(2) 特色

ア ヒートアイランド現象の緩和などのため、建築物の屋上緑化などの緑化計画書の届出を義務付け、届出を行わない場合や緑化基準に適合しない場合には是正の勧告をする規定を設けている。

イ 貴重な自然の残る丘陵地や山地の緑を保全するため、「里山保全地域」、「森林環境保全地域」などの保全地域を指定し、行為の制限を行うとともに、保全地域を都民の自然観察や体験学習のフィールドとして活用していくことなどを規定している。

ウ 土砂などによる埋立てを規制の対象とするとともに、開発面積の分割などによる規制逃れを防止する規定を設けている。

エ 「東京都希少野生動植物種」や「東京都希少野生動植物保護区」を指定し、保護増殖事業を実施するなど、野生動植物の保護に関する規定を設けている。

オ 都民の自発的な緑化の推進、緑地の保全等に関する活動を促進していくため、知識や技術等に応じて指導者を認定していくことを規定している。

カ 樹木等の保護を促すため、開発許可の申請に当たり、既存樹木等の保護の検討を義務付けている。

キ 確保された緑地等の適切な保全を促すため、事業者に対し、緑地の維持管理計画書の作成等を義務付けている。

5 東京都自然公園条例 [自然環境部緑環境課]

(1) 制定・改正の沿革

昭和25年9月に、都が国に先駆けて東京都立自然公園条例を制定し、昭和32年6月に制定された自然公園法を受けて、昭和33年4月に改正した。

平成14年3月には、自然公園事業が建設局から環境局へ移管されるのに先立ち、国立公園内の施設管理も含めた総合的な条例とし、名称も東京都自然公園条例に改めた。

平成17年3月には、指定管理者制度導入に備えた改正、さらに平成19年7月には、同制度の導入範囲を拡大するための改正を行った。

平成27年12月には、行政不服審査法及び学校教育法の改正に伴う改正を行った。

令和4年12月には、令和4年4月に自然公園法が改正されたことに伴い、野生動物の保全を強化するための改正等を行った。

(2) 特色

自然公園条例は、自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定だけでなく、国立公園や国定公園

に設置されている都の自然公園施設の管理に関する規定も含む総合的な条例である。

ア 自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定

都立自然公園の指定、都の公園計画及び公園事業、都立自然公園の保護及び利用など

イ 自然公園施設の管理に関する規定（営造物管理）

都が設置する自然公園施設（ビジターセンター・遊歩道・指導標・避難小屋・便所など）の管理及び占用、有料施設の取扱いなど

6 東京都環境影響評価条例

[総務部環境政策課]

(1) 制定・改正の沿革

東京都環境影響評価条例は、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ少なくするための手続として、昭和55年に制定された。その後、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されたことに伴う改正を平成10年12月に、計画段階環境影響評価制度の導入等を目的とする改正を平成14年7月に、環境影響評価法改正により計画段階配慮書手続が新設されたことに伴う改正を平成25年3月に行った。

平成30年12月には、施設の更新の定義等を明確化するなど、より適切で分かりやすい制度とするための改正を行った。

(2) 特色

ア 環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映するとともに、複数の事業による複合的かつ累積的な環境影響に対応するため、都の計画を対象に計画段階環境影響評価の手続を導入している。

イ 事業者の責任と負担で調査・予測・評価を実施するなど、事業者の責任を明確にしている。

ウ 調査計画書等に対する意見書の提出や環境影響評価書案等に対する都民の意見を聴く会の開催など、住民参加の機会を多く設けている。

エ 知事が作成する審査意見書、技術指針等について、専門的見地から意見を聴くために、学識経験者で構成する審議会を設置している。

オ 事業に係る許認可権者への配慮要請や事業者及び規制権者への措置要請など、環境保全に十分配慮できる仕組みにしている。

第 4 節 環境に関する基本的な計画

[総務部環境政策課]

1 東京都環境基本計画等

(1) ゼロエミッション東京戦略

ア 戦略の策定とアップデート

都は令和元年5月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低いプラス1.5℃に抑えることを追求し、2050年に、CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを表明した。そして同年12月、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップを6分野14政策に体系化してまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

戦略策定後、新型コロナウイルス感染症の猛威により世界が未曾有の危機に直面する中で気候危機の状況は一層深刻化している。知事は、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を起こすべく「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」「Climate Emergency Declaration: TIME TO ACT」を表明した。2050年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとの認識のもと、気候危機への行動を更に加速するため、都は、令和3年3月、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定した。

イ アップデート版の概要

(7) 2030年に向けた目標の強化

- ・ 都内温室効果ガス排出量(2000年比) 30%削減 ⇒ 50%削減
- ・ 都内エネルギー消費量(2000年比) 38%削減 ⇒ 50%削減
- ・ 再生可能エネルギーによる電力利用割合 30%程度 ⇒ 50%程度
- ・ 都内乗用車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化
- ・ 都内二輪車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)

(4) 政策のアップデート

強化した目標の達成に向けて「ゼロエミッション東京戦略」で掲げた分野ごとのロードマップをアップデートし、26の社会変革に向けたビジョン(2030・カーボンハーフスタイル)、その実現に向けた36のアプローチ、直ちに加速・強化する94の取組を新たに提示した。

図表1-4 ゼロエミッション東京戦略の体系

エネルギーセクター	①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大
都市インフラセクター(建築物編)	③ゼロエミッションビルの拡大
都市インフラセクター(運輸編)	④ゼロエミッションビークルの普及促進(◎)
資源・産業セクター	⑤3Rの推進 ⑥プラスチック対策(◎) ⑦食品ロス対策(◎) ⑧フロン対策
気候変動適応セクター	⑨適応策の強化(◎)
共感と協働ーエンゲージメント&インクルージョンー	⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化 ⑫都庁の率先行動(◎) ⑬世界諸都市等との連携強化 ⑭サステナブルファイナンスの推進

※重点的な対策が必要な分野については、個別計画・プログラムを策定(上記◎印)

(ウ) 戦略の推進に向けて

世界において脱炭素化に向けた動きが急速に進む中、社会構造の変化や、科学的知見・

技術開発の動向等も踏まえ、今後もP D C Aサイクルの持続的な取組により目標や施策のバージョンアップを図っていく。

(2) 2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -

都は、令和4年2月、これまでの東京都環境審議会での議論も踏まえ、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を提示するため、「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速- Fast forward to “Carbon Half” -」を策定した。

本冊子では、カーボンハーフへの道筋を具体化する3つの取組として、「Ⅰ 行動の加速を促す新たな部門別目標（案）」、「Ⅱ 規制等も含めた、施策の抜本的強化」、「Ⅲ 都自らの率先行動を大胆に加速」を掲げ、直ちに加速・強化する取組等を示している。

(3) 東京都環境基本計画

都は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。

都は、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適、希望にあふれた「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、令和4年9月、新たな環境基本計画を策定した。

本計画は、3 + 1の「戦略」として「戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、「戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を掲げ、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。本計画に基づき、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現を目指し、全庁的に取組を推進していく。

また、都では、東京都環境基本条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表している。

2 『未来の東京』戦略

都は令和3年3月、「目指す2040年代の姿」と、その実現に向けた「2030年に向けた戦略」等を示した『未来の東京』戦略を策定した。当該戦略には2030年に向けた21の戦略が掲げられており、環境局は「水と緑溢れる東京戦略」や「ゼロエミッション東京戦略」などに参画している。令和4年2月には、東京2020大会と、新型コロナウイルス感染症との闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、未来を切り拓く取組をさらに加速するため『未来の東京』戦略 version up 2022」を策定した。令和5年1月には、これまでの常識が通用しないグローバルな課題の発生や急速な少子化の進行など、これらに先手先手に対応するため『未来の東京』戦略 version up 2023」を策定した。

さらに、令和6年1月、我が国が先送りしてきた課題に挑み、東京のポテンシャルを最大限活かすことで、持続可能な未来への歩みを加速させるため『未来の東京』戦略 version up 2024」を策定した。「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現と課題の根源までに踏み込んだ

「構造改革」を強力に推進することで、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を創り上げていく。

3 東京都気候変動適応計画

気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」を確実に進めるとともに、なお残る気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」にも取り組むことが重要である。

都は、令和3年3月に気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画」を策定し、併せて今後3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示した。また、令和5年12月の「T O K Y O 強靱化プロジェクト*upgrade I*」公表、令和5年4月の改正気候変動適応法成立等を踏まえ、令和6年3月に「東京都気候変動適応計画」を改定し、併せて「東京都気候変動適応計画アクションプラン」を示した。

今後も全庁的な推進体制のもと、P D C Aサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携した適応策を強力に推進していく。

加えて、令和4年1月に公益財団法人東京都環境公社 東京都環境科学研究所に設置した「東京都気候変動適応センター」と連携し、気候変動の影響や適応等に関する情報収集、整理及び分析とともに、区市町村や都民への情報提供等を行っていく。